

特別選抜制度に関する Q & A ② (R7.10)

Q 1 6：募集人員は、いつどのように公表されますか？

A 1 6：募集人員は11月に公表します。各学校の募集人員に加えて、学科や普通科のコースごとの内訳も公表します。

例えば、A高校について、「募集人員3名」で、その内訳が「工業科3名以内、普通科1名以内、合計3名以内を原則とする」とある場合は、原則として、工業科と普通科を合わせて全体で最大3名が合格者となります。その範囲内で、工業科は最大3名、普通科は最大1名が合格すると考えてください。

(3名合格のケース：工業3・普通0 または 工業2・普通1)



Q 1 7：「特別選抜」の合格者数が募集人員より少ない場合は、「一般選抜」の募集枠はどのようになりますか？（例：特別選抜の募集人員3名で、合格者が2名であった場合）

A 1 7：「特別選抜」の募集人員は、後期募集人員の内数としていますので、「特別選抜」の合格者数が募集人員より少ない場合は、その分「一般選抜」の募集枠が多くなると考えてください。上の例では、「一般選抜」の募集枠が1名多くなることになります。

Q 1 8：「特別選抜」の合格者数が、募集人員より多くなることはありますか？

A 1 8：「特別選抜」の合格者数は、原則として募集人員を最大数としていますが、「一般選抜」の受検者数や検査結果によっては、募集人員より多くなる場合もあり得ます。



Q 1 9：今後の情報提供等がありますか？

A 1 9：今後も県教委のHPにて、必要に応じて『Q & A』を追加していく予定です。なお、入試制度等に関するご質問は、県教育委員会教育企画室まで遠慮なくご連絡ください。